

採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 32 条の 13 第 1 項の規定により、平成 25 年度採石業務管理者試験を次のとおり行います。

平成 25 年 8 月 6 日

佐賀県知事 古 川 康

1 試験の日時

平成 25 年 10 月 11 日（金曜日）午前 10 時から正午まで

2 試験の場所

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁本館 4 階 正庁

（当日の駐車場は、民間駐車場を御利用ください。）

3 試験科目及び出題範囲

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 出題形式

- (1) 試験は、選択式筆記試験により行います。
- (2) 出題数は、法令問題 10 問（全問必須問題）及び技術問題 17 問（7 問の必須問題と 10 問から 3 問を選択して解答する選択問題）とします。

5 受験願書の交付

(1) 窓口での交付

ア 交付期間

平成 25 年 8 月 19 日（月曜日）から同年 9 月 13 日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 交付場所

佐賀県県土づくり本部河川砂防課

佐賀土木事務所管理課

神埼土木事務所管理課

鳥栖土木事務所管理課

唐津土木事務所管理課

伊万里土木事務所管理課

武雄土木事務所管理課

鹿島土木事務所管理課

(2) 郵送による請求方法

ア 請求期間

平成 25 年 8 月 19 日（月曜日）から同年 9 月 10 日（火曜日）まで
封筒の表に「採石業務管理者試験願書請求」と朱書きした上、120 円
切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形 2 号封筒（縦 33.2 センチメー
トル横 24 センチメートル程度））を必ず同封し、イまで請求してくださ
い。平成 25 年 9 月 9 日（月曜日）の消印のあるものまで受け付けます。

イ 請求先

佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理第二担当

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

6 受験申込みの方法

(1) 持参又は郵送の場合

ア 提出書類

受験願書、返信用 50 円切手及び写真（提出日前 6 月以内に撮影した正
面上半身像の縦 8 センチメートル横 6 センチメートルのもので、裏面に
撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

イ 受験手数料

8,000 円（佐賀県収入証紙によること。）

ウ 受付期間

平成 25 年 8 月 30 日（金曜日）から同年 9 月 20 日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

郵送の場合は、特定記録郵便で郵送してください。平成 25 年 9 月 18 日（水曜日）の消印のあるものまで受け付けます。

エ 提出先

佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理第二担当

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目 1 番 59 号

(2) インターネット申込みの場合

ア 申込方法

佐賀県ホームページ（<http://www.pref.saga.lg.jp/>）の申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。

イ 受験手数料

7,800 円（インターネットバンキング等を利用して支払うことができます。）

ウ 受付期間

平成 25 年 8 月 30 日（金曜日）午前 8 時 30 分から同年 9 月 11 日（水曜日）午後 5 時までに受信したものを受け付けます。

エ 注意事項

インターネットにより申込みをされたときは、宛先明記の返信用はがき（50 円切手を貼った第 2 種郵便物に該当する通常はがきで裏面が白色無地のもの）及び写真（申込み前 6 月以内に撮影した正面上半身像の縦

8センチメートル横6センチメートルのもので、裏面に撮影年月日、申請者ID及び年齢を記載したもの)を申請日から3日以内に(1)の工まで提出してください。郵送の場合は、特定記録郵便で郵送してください。

申請日から3日目の消印のあるものまで受け付けます。

7 問い合わせ先

佐賀県県土づくり本部河川砂防課管理第二担当

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7161

8 合格発表

試験の合否にかかわらず、受験者全員に合格又は不合格の通知を行います。また、佐賀県庁本館の正面玄関横にある掲示板及び各土木事務所の掲示板に合格者の受験番号を掲示します。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます(口頭での開示請求は、受験者本人以外の方ではできません。)

受験者本人が本人であることを証明する書類(受験票等)を持参の上、午前8時30分から午後5時までの間に河川砂防課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開示内容	開示期間	開示場所
科目別得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	県土づくり本部河川砂防課 佐賀市城内一丁目1番59号 (佐賀県庁新行政棟8階)